

# 意見書案 (令和4年6月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	男女の賃金格差を是正しジェンダー平等社会を進める意見書(案)	日本共産党	1
2	介護職員の処遇改善は全額国庫負担で行うことを求める意見書(案)	日本共産党	2
3	都立病院・公社病院の地方独立行政法人化に関する認可を行わないよう求める意見書(案)	日本共産党	3
4	都立高入試への英語スピーキングテスト導入の中止を求める意見書(案)	日本共産党	4
5	地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書(案)	公明党	5
6	環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書(案)	公明党	6
7	インボイス制度の廃止を求める意見書(案)	立憲無所属	7
8	国の負担で学校給食の無償化を求める意見書(案)	立憲無所属	8
9	給特法(公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法)の廃止を含む抜本的な見直しを求める意見書(案)	立憲無所属	9
10	不発弾等の処理にかかる費用を国負担とすることを求める意見書(案)	創 s o w	10
11	教育予算の増額と負担軽減措置等の拡充を求める意見書(案)	創 s o w	11
12	船舶免許の厳格化と海上交通の安全確保を求める意見書(案)	創 s o w	12
13	国民生活を守り抜くための物価高騰対策を求める意見書(案)	創 s o w	13
14	男女の賃金格差の公表義務化において、賃金格差となる要因の解消とともに、更なるジェンダー平等社会の実現を求める意見書(案)	市民の広場	14
15	東京都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期及び再検討を求める意見書(案)	市民の広場	15

## 男女の賃金格差を是正しジェンダー平等社会を進める意見書（案）

岸田文雄首相が労働者 301 人以上の企業に男女賃金格差の公表を義務付ける方針を表明しました。企業が男女賃金格差の実態を把握し、公表する制度をつくることは今課題となっているジェンダー平等を進める上で、極めて重要です。

日本の女性の賃金は、正社員で男性の 7 割台（厚生労働省の賃金構造基本統計調査）であり、非正規雇用を含む平均賃金では年間約 240 万円の差があり、40 年勤務として計算すると、男女間の差はおよそ 1 億円にもなり、年金額でも大きな差を作り出すこととなります。

経済協力開発機構（OECD）によると、日本は男女間賃金格差が、調査対象の 42 か国・地域中下から 3 番目と大きく立ち遅れています。欧州連合（EU）では、女性の賃金は男性の 8～9 割になっていますが、2021 年これを重大問題として企業に公表を義務づけ、格差を是正させる「賃金透明化指令案」を公表しました。是正しない企業への罰金、ペナルティーも含まれているものです。

国際的にも、アイスランドでは 2018 年に従業員 25 人以上の企業に男女同一賃金の公的認証取得を義務付け、フランスでも同年従業員 50 人以上の企業に、男女の賃金格差や出産・育児休暇復帰後の昇給に対する是正措置を義務付け、イギリスでは 2017 年から、時間当たり賃金や一時金など男女間格差の詳細公表の義務化や違反への罰金などが制度化されています。

国際通貨基金（IMF）はジェンダー格差縮小が経済成長の推進力を強めるというレポートをまとめています。ところが日本では、働く女性の半分以上が低賃金の非正規労働者であるという実態や、保育や介護労働者の賃金が全産業平均より月約 10 万円も低いという状況が放置されていることは大問題だと言わねばなりません。

よって、文京区議会は、政府に対し、下記の事項について実現するよう強く求めます。

### 記

- 1 男女賃金格差の公表を徹底するとともに、企業に是正の計画作成を義務付け、国はその実態を監督、奨励する仕組みをつくること。
- 2 同一価値労働同一賃金を実現するとともに、非正規労働や福祉労働の賃上げを行い、ジェンダー平等社会を一層進めること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

厚生労働大臣

## 介護職員の処遇改善は全額国庫負担で行うことを求める意見書(案)

岸田政権は介護職員を対象（ケアマネージャーは対象外）に、「収入を3%程度（月額9000円）引き上げるための措置」として、今年の2月から9月まで全額国庫補助金を交付するとしました。

ところが岸田政権は、今年10月以降の賃上げについては介護報酬の臨時改定で対応するとして、今年10月から来年2月までの5か月分の介護報酬引き上げに伴う国庫負担分150億円を計上しています。政府資料によると、介護職員の月額平均9000円の値上げに必要な費用の総額は、月125億円程度です。補正予算では8か月分の約1000億円が全部国庫負担で措置されていますが、介護報酬に付け替えると国負担は25%しかないため、国の予算が大幅に減ることになります。

賃上げの原資を、利用者負担や保険料に跳ね返る介護報酬に付け替えることに、関係者から危惧の声があがっています。昨年12月に開催された厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会では、「介護報酬に繰り入れられることは、利用者としてはこれ以上の負担増は困難な現状がある」（認知症の人と家族の会）「サービス利用者、被保険者に新たな負担が発生する。負担が過重とならないよう必要な措置を検討、実施してほしい」（全国市長会）などの意見が相次ぎました。

岸田首相は「新しい資本主義の実現」を掲げ、「分配戦略」の目玉として公的価格の在り方の抜本的見直しを掲げました。ところが介護職員の賃金は、全産業平均と比べ月額8万円も低いのに賃上げ額は月平均9000円にとどまり、介護労働者から「一桁違う」と強い反発が上がりました。そのうえ全額国庫の補助金はたったの8か月だけで、あとは介護報酬に入れ込みます。低賃金の高齢者が払う保険料や、要介護状態のなか1～3割の利用料負担にあえぐ高齢者に負担を押し付けるものです。

よって文京区議会は、政府に対して、今年10月以降も処遇改善臨時特例交付金の事業を継続し、財源は全額国庫負担で全産業平均まで引き上げるよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
厚生労働大臣 宛て

## 都立病院・公社病院の地方独立行政法人化に関する認可を 行わないよう求める意見書（案）

東京都は都立病院と公社病院を7月から地方独立行政法人化しようとしています。独法化をするためには、総務大臣による独法設立の認可が必要ですが、認可をするべき状況には到底ありません。

新型コロナの陽性者数が高い水準で推移を続けている中、都立・公社病院は医療提供の最前線で奮闘し続けています。全国の医療機関の中で、新型コロナ患者用の病床の確保数が多い順から1～11位までは全て都立、公社病院です。感染の収束が見通せない中、新型コロナ対応に全力をあげている都立、公社病院の独法化を進めるべきではありません。

独法化を進めるには、雇用・労働条件について配慮し、関係職員団体または関係労働組合と十分な意思疎通を行うよう求めた国会の附帯決議の履行が求められます。しかし、病院現場の職員も新型コロナへの対応に尽力しており、独法化の内容や労働条件について、職員と丁寧に意思疎通を行うこともできていないのが実態で、都議会で都は「同意は得ておりません」と答弁しています。附帯決議に反していることは明白で、国会軽視と言わねばなりません

また、独法化は都が設置した都立病院経営委員会が「一般地方独立行政法人への移行について検討すべき」と提言したことを受けて進められてきました。しかし、都立病院経営委員会は法律にも条例にも設置根拠がなく、地方自治法の定める附属機関ではありません。地方自治法第202条の3では、附属機関ではない専門家の会議などが、意見を取りまとめて提言などをしてはならないことが定められており、都立病院経営委員会が提言を行ったことは、地方自治法違反です。

そもそも、独法化は都立病院が所在地の住民との約束を踏まえて作られた経緯を投げ捨てるものです。文京区内の都立駒込病院は、都が1968年に「都民の生命と健康を守る」最低限の条件を確保するため3階から18階建てに建て替える計画を公表した際、周辺住民は「公害対策協議会」（委員長 影山勲氏）を組織し、日照・騒音・電波障害・駐車場等の問題解決を要求した結果、都は階高を下げる等、計画変更すると共に「周辺住民の診療確保に努力する」ことを含む8項目を住民に示し（「駒込病院百年史」P435）約束したのです。住民自治によって作られた歴史を葬ることは許されません。

よって、文京区議会は、政府に対し、都立病院、公社病院の独法化のための独法設立の認可を行わないよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

総務大臣 宛て

## 都立高入試への英語スピーキングテスト導入の中止を求める意見書（案）

東京都教育委員会は、協定を結んだ（株）ベネッセコーポレーションと「英語スピーキングテスト（E S A T－J）」を共同実施し、その結果を都立高入試に使用する予定です。この英語スピーキングテストについて、多くの英語教育研究団体や語学研究者、そして現場の教職員や保護者からも、中止や延期、見直しを求める意見が出されています。

一つは、中学生の進路決定が混乱するという事です。テストの実施は11月、結果が返されるのが1月です。点数によっては受験校を変える必要があり、都立の推薦受験には間に合わない場合もあり得ます。

東京都の中学3年生・約8万人の生徒の採点の公平性が保たれるのかという問題です。総合得点100点満点をAからFの6段階に分け、20点満点でそれぞれの段階が4点差となるため、1点刻みで合格者を選抜する入試制度にはそぐいません。

二つに、テストの公平性の問題です。E S A T－Jは、（株）ベネッセコーポレーションが実施しているG T E Cに酷似しており、家庭の経済格差が生徒の学力格差につながるのではないかと、また、すでにG T E Cを実施している自治体の生徒の方が、受験において有利となり、不公平だという指摘もあります。

三つ目には、様々な事情でテストを受けられない場合の対応です。不受験者については学力検査において同点者の平均点を加算するとしますが公平公正とは言えず、そもそも合否判定に使う意義を失っています。

そして四つ目に、公立高校の入試に一部に民間資本が参入することです。公立中学に通う全ての生徒と都立受験予定者の名前と顔写真、テスト結果が（株）ベネッセコーポレーションに委ねられますが、個人情報漏洩も心配されます。

英語のスピーキング能力を向上させるには、話す力を含む真のコミュニケーション能力を育成する方法を考えていくべきであり、少人数クラス授業や、外国人ALTを増員したりするなど、教育環境を整えることが先決です。

よって、文京区議会は、東京都および東京都教育委員会に対し、英語スピーキングテストの都立高入試への導入の中止を強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事  
東京都教育委員会教育長 宛て

## 地方公共団体情報システムの標準化に向けての意見書（案）

政府は、令和2年に「地方公共団体における情報システムについて、クラウド活用を原則とした標準化・共通化を今後5年で確実に実現していくための取組を全力で推進する。その際、複数年の取組として地方公共団体が予見可能性をもって計画的・安定的にデジタル改革を進めることが可能な形での財政的な支援を行う」ことを閣議決定し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を制定しました。

近年、社会ではDXが進み、地方公共団体においてもDXの推進が図られています。そこで、国民の命と暮らしを守る安心と希望の総合経済対策において、「地方公共団体情報システムの標準化」が決まり、令和2年度、3年度に、地方公共団体が円滑にシステムを導入するための経費として、約1,825億円を基金として計上しました。

国では、2022年夏までに、住民基本台帳や固定資産税など20業務について、システムの各仕様の策定を行い、地方公共団体は、令和5年から令和7年にかけて、Gov-Cloud（ガバメントクラウド）の利用に向け標準準拠システムに移行していく予定となっています。

地方公共団体は、新型コロナウイルスの影響で、財政状況も厳しく、また、デジタルの人材不足も深刻な状態となっています。また、高齢者はデジタル化になれていない方も多く、ネットの環境が整っていない地域もあります。

よって、文京区議会は政府に対し、システム導入に向けて、地方公共団体の状況を踏まえ、下記の事項を実施するよう要望します。

### 記

- 1 令和7年度までとした移行の目標時期について、必要に応じて柔軟な対応を検討するとともに、移行に伴う適切な財政支援と丁寧な情報提供を行うこと。
- 2 情報システムの保守・運用コストなど総合的な支援を検討するとともに、都道府県に対して、市区町村への必要な助言や情報提供などを丁寧に行うよう指導すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

総務大臣  
デジタル大臣  
宛て

## 環境教育の推進及びカーボンニュートラル達成に向けた 学校施設のZEB化のさらなる推進を求める意見書（案）

地球温暖化や激甚化・頻発化している災害等に対し、地球規模での環境問題への取組であるSDGsや2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、さらなる取組が急務ではありますが、公共建築物の中でも大きな割合を占める学校施設の老朽化がピークを迎える中、教育環境の向上と共に、学校施設を教材として活用し児童生徒の環境教育を行う「環境を考慮した学校施設（エコスクール）事業」が行われてきました。

この事業は、現在「エコスクール・プラス」として、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省が連携協力し、認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に、関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができ、平成29年から今まで249校が認定を受けています。文部科学省の支援として、令和4年度からは「地域脱炭素ロードマップ（国・地方脱炭素実現会議）」に基づく脱炭素先行地域などの学校のうち、ZEB Readyを達成する事業に対し、単価加算措置（8%）の支援が行われているところであります。

文部科学省の補助としては、新增築や大規模な改築の他に、例えば教室の窓を「二重サッシ」にする等の部分的な補助事業もあり、ある雪国の学校では電力を大幅に削減すると共に、児童生徒に快適な教育環境を整えることができました。また、太陽光発電や壁面緑化、自然採光等を取り入れた学校施設（身近な教材）を通じて、仲間と共に環境問題や環境対策を学ぶことができ、科学技術への触発となると共に、最新の技術等を学ぶ貴重な教育機会となっています。

そこで、これまで多くの事業が全国の学校施設で行われてきましたが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の推進を行うためには、さらに加速して事業を実施することが必要であります。特に、多くの学校での実施が重要である、技術面（学校施設のZEB化に関する先導的なモデルの構築及びその横展開等）及び財政面（学校施設整備に対する国庫補助）について、文京区議会は、政府に対して以下の事項に留意してさらなる推進を行うことを強く求めます。

### 記

- 1 技術面に関しては、学校施設に関するZEB化の新たな技術の開発や周知を行うこと。特に、新築や増築といった大規模事業だけではなくLEDや二重サッシといった部分的な省エネ改修事業も、しっかりと周知を行い“できるところから取り組む”自治体・学校を増やしていくことが、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実につながることに留意して、周知の徹底に取り組むこと。
- 2 財政面に関しては、カーボンニュートラルの達成及び環境教育の充実に向けて、多くの学校が取り組むことができるよう、学校施設整備に対する事業予算額を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

文部科学大臣  
農林水産大臣  
国土交通大臣  
環境大臣

宛て

## インボイス制度の廃止を求める意見書（案）

「インボイス制度」は、消費税の課税事業者を対象に 2023 年 10 月 1 日からスタートする新たな制度のことで、正式名称は「適格請求書等保存方式」です。

現在ほとんどの商品には 10%の税率が適用されていますが、食品などの中には、8%の軽減税率が適用されているものもあります。2つの税率が混在しているため、従来の請求書や領収書などは、「どの商品がどの税率なのか」「消費税額はいくらなのか」などを把握しづらいものとなっていることの「改善」として創設されました。

しかし、インボイス制度については、特に中小・零細事業者にとってインボイスの発行・保存等にかかるコストが大きな負担になります。また、免税事業者が取引過程から排除されたり、不当な値下げ圧力を受けたり、廃業を迫られたりしかねないといった懸念があります。これらの問題は何ら解決していません。

「課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は免税事業者となるために、これまでは消費税を納めなくてもよかったが、インボイス制度が導入されると、これらの事業者も消費税を納めなければいけなくなる」「消費税 0%から 10%へと一気に税負担が増えることになり、フリーランスいじめだ」「賃金を上げて所得を上げることを目指す岸田政権の『新しい資本主義』とも矛盾している」等の声が多方面から寄せられています。

コロナ禍や物価高騰の影響もあり、多くの事業者が厳しい状況に置かれている中で、このままインボイス制度の導入は更に困難な状況に追い込むことになります。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、インボイス制度の廃止を強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長



## 国の負担で学校給食の無償化を求める意見書（案）

新型コロナウイルス感染症、ロシアによるウクライナ軍事侵攻などによる影響で、経済的に困窮する世帯が増加し、給食費など家計負担は重く、家庭の経済格差に影響されることなく質の高い教育を実現し、教育の機会を確保するためにも教育への公的資金の投入は不可欠です。

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきました。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっています。義務教育は、これを無償とすると定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により、授業料を徴収しないこととされています。当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化されました。義務教育段階で、食育という教育を行うのに必要不可欠である学校給食費については、教科書と同様に無償化することが望ましいと考えるのが合理的です。就学援助世帯に該当しなくても経済的に苦しい状況にある保護者も多くなっている現在こそ、無償化が切に求められる状況です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、学校給食無償化を迅速に実施するよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
内閣官房長官  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## 給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の 廃止を含む抜本的な見直しを求める意見書（案）

文科省が行った調査で、昨年4月の時点で全国の公立小中高で約2600人の深刻な教員不足に陥っていることが明らかになりました。要因として、公立学校の教員は、時間外勤務手当や休日勤務手当を支給しない代わりに、給料月額4%が「教職調整額」という名目で支払われ、それ以上の残業代は支払われないことがあります。1971年に制定された給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）に基づくものです。法律の制定が検討された1960年代と現在の教員の長時間労働の実態とはかけ離れていることから、給特法は「教員を定額働かせ放題にさせるものだ」と批判され、教員の労働に対して適切な賃金を支払うよう労働基準法を用いるべきとの声が大きくなっています。

給特法制定当時は教員の残業時間は、月8時間が平均であったことから4%が算出されました。しかし現在は、教員の仕事内容が複雑化し、勤務時間も長くなる一方で、小学校約6割、中学校約7割の教員が、厚労省で示す「過労死ライン」とする月80時間の残業をこなしています。給特法の成立時に比較して10倍以上の残業を大半の教員が行っているにもかかわらず、未だに月8時間を根拠とした教職調整額というのは、実態からかけ離れすぎています。

小学校の35人学級を実現させた2021年の義務教育標準法の改正の議決では、衆参ともに附帯決議が付された項目に、「教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること」とあります。時間外勤務手当や休日勤務手当を支給されずサービス残業が常態化している学校現場に魅力を感じず教員不足が続く状況を、これ以上、深刻化させないためにも、附帯決議の確実な実行を強く求めます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、給特法の廃止も含めた抜本的な見直しを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

宛て

経済産業大臣

衆議院議長

参議院議長

## 不発弾等の処理にかかる費用を国負担とすることを求める意見書（案）

戦後 77 年を経ても日本各地の不発弾の報告は断続的にあり、特に、今年 5 月に本土復帰 50 年を迎えた沖縄においては、不発弾の完全除去には今後 70 年ほどかかるのではないかと、と言われるほど、戦争の負の遺産は未だに日本国民の安全を脅かす状況にあります。

しかし、不発弾の処理費用には、処理完了までのガードマンの配置等の「不発弾の警備にかかる経費」、防護壁・土嚢設置等の「処理前作業にかかる経費」などの直接費用と、光熱費、レンタカー使用料等の「現地対策本部設置にかかる経費」、ポスターや看板の設置・撤去等の「周知にかかる経費」、「避難所開設にかかる諸費」などの間接費用と、「自衛隊法に基づく信管処理等の安全化作業、処理後の不発弾の運搬にかかる費用」があり、このうち自衛隊法に基づく安全化作業等は自衛隊により国費でなされますが、直接費用、間接費用については厳密な定めがなく、自治体や土地所有者個人が負担をするケースがみられる状況にあります。

国民安全を確保し、不安解消を図るためにも、また、不発弾は先の戦争の遺物であり、国際法上戦争の当事者は国家とされていることを踏まえると、当然、国が全責任を負うべきものであり、不発弾等の発見及び処理にかかる費用はすべて国の負担とすべきであります。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、下記事項について求めます。

### 記

- 1 不発弾の処理は国の全面的な責任において行うこととし、それにかかるすべての費用を国負担とすること。
- 2 不発弾の発見と撤去が加速化するように技術向上や仕組みづくりを図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

防衛大臣

宛て

衆議院議長

参議院議長

## 教育予算の増額と負担軽減措置等の拡充を求める意見書（案）

日本は、他のOECD諸国に比べ、GDPに占める教育機関に対する公財政支出の割合が著しく低く、保護者や本人など家計の教育費負担が大きいのが現状です。その結果、家計の状況や居住地等により子どもたちの教育機会に格差が生じており、そのことが我が国の貴重な人的資源の損失・逸失にもつながっています。

人口減少社会を迎える中、我が国、とりわけ地方の未来を担う子どもたちに豊かな教育の機会と希望に応じた選択肢を社会全体で保障することが今、何より大切であり、経済的理由や地理的要因等により意志ある子どもたちが希望する教育や進学をあきらめることのない教育環境を整えることが国の責務です。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、次の事項を含む施策の早急な実施を行うよう強く要望します。

### 記

- 1 教育予算の大幅な拡充を行うこと。
- 2 公立小中学校における給食実施率の向上及び無償化を進めること。
- 3 就学援助や学習支援事業を推進・拡充すること。
- 4 奨学金制度を拡充すること。
- 5 大学等における授業料の負担軽減措置を拡充すること。また、国立大学法人運営費交付金等の維持充実を図ること。
- 6 教職員の長時間労働の解消に向けて早急に施策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣 宛て

衆議院議長

参議院議長

## 船舶免許の厳格化と海上交通の安全確保を求める意見書(案)

先般、発生した北海道・知床の遊覧船沈没事故では、多くの人命が失われ、未だ12人の方が行方不明という報道などもあり、多くの国民が心を痛めています。

事故を起こした船長が持っていた旅客の輸送を行う国家資格「特定操縦免許」の取得は、講習を受けるだけで試験が無く、技術も知識も問われません。つまり、大臣が国家資格を発行する上で、不適格者の排除がなされていないことなどの問題が指摘されています。

さらに、今回の事故においては、運航管理者に操縦経験や実務経験が無いことや、救命いかだの未搭載、確実な連絡手段の不備、運航記録の不徹底などが事故の大きさにつながったのではないかと報じられています。

国土交通省は、今回の事故を受けて全国の事業者に対し緊急監査を行いました。が、査察を実施する運航労務監理官が船舶免許を持っておらず、海の安全知識に乏しいなど、国の安全意識の低さも合わせて指摘されています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記事項について実現されるよう強く要望します。

### 記

- 1 小型船舶操縦士免許試験については、国の厳格な管理のもと、適正な者に免許を交付すること。
- 2 講習の受講のみで取得できる特定操縦免許については、遊覧船等の事故防止の観点から、旅客運送契約を遂行する免許として取得基準を厳格化すること。
- 3 事故を起こした事業者名の公表制度や事業許可の更新性など、船舶旅客事業者の安全管理に関する国のチェック体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
国土交通大臣  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## 国民生活を守り抜くための物価高騰対策を求める意見書（案）

4月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合）は、前年同月比で2.1%の上昇を記録し、消費税引き上げの影響を除けば実に13年7か月ぶりの上昇幅となりました。一方で、OECD（経済協力開発機構）の調査によると、日本の平均賃金は先進国でも下位クラスと言われ、30年間でほとんど上がっていないことから、実質賃金はマイナスとなり、家計負担が増大するいわゆる「悪い物価高」となっています。

こうした状況を受けて、政府は4月26日、「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」を決定し、これに基づき、総額2.7兆円規模の令和4年度補正予算を編成しましたが、うち1.5兆円は既に支出した予備費の埋め戻しに充てられ、残るわずか1.2兆円が原油価格高騰対策として支出されるだけの極めて不十分な内容となっています。これでは物価高騰に苦しむ国民生活を支えることは到底できません。

また、現在の物価高騰は、急速な円安の進行による輸入物価の上昇により助長されていますが、この背景には、アベノミクス以来の「異次元の金融緩和」により、金融緩和の縮小に踏み切った諸外国との間で金利差が拡大することで、市場で円売りが進んでいるという事情があります。それにもかかわらず、日本銀行は「異次元の金融緩和」に固執し、金融政策の見直しに着手しようとしません。

現下の物価高騰から国民生活を守り抜くためには、金融政策の見直しも含めた総合的・効果的な対策を行うべきです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、下記の対策を講じることを強く求めます。

### 記

- 1 「異次元の金融緩和」については、物価安定目標を「消費者物価の前年比上昇率で2%」とした「デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について（共同声明）」を見直すなど、市場との対話を通じながら、見直しを進めること。
- 2 トリガー条項の発動、灯油・重油・LPガス・航空機燃料等の購入費補助など総合的な原油価格高騰対策を実施すること。なお、トリガー条項の発動により減収する地方税については補填を行うこと。
- 3 時給1500円を将来的な目標に、中小零細企業を中心に公的助成をしながら、最低賃金を段階的に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
農林水産大臣  
経済産業大臣  
国土交通大臣  
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## 男女の賃金格差の公表義務化において、賃金格差となる要因の解消とともに、 更なるジェンダー平等社会の実現を求める意見書（案）

岸田文雄首相は5月20日に開かれた「新しい資本主義実現会議」で、男女間の賃金格差公表を企業に義務づける方針を表明しました。公表は、301人以上を常時雇用する企業などを対象とし、正規・非正規雇用別でも示され、上場企業が事業年度ごとに作成する有価証券報告書でも同様の情報開示を求めるとしており、ジェンダーギャップ指数156か国中120位である日本のジェンダー平等に向けての大きな前進と受け止め、今後の進展を期待するものです。

日本の男女間の賃金格差は、経済協力開発機構（OECD）の2020年時点の調査によると、男性賃金の中央値を100とした場合、女性は77.5に留まっています。男女差は22.5ポイント開いており、調査対象の42か国・地域中、韓国（31.5ポイント）イスラエル（22.7ポイント）について3番目に賃金格差の大きい国です。この格差は退職金や年金にも影響します。

欧州連合（EU）では、女性の賃金は男性の80から90%ですが、2021年3月、これを重大な問題だとし、公表を企業に義務付けて格差を是正させる賃金透明化指令案を公表しました。是正しない企業への罰金、ペナルティーも含まれています。

日本における賃金格差の要因として、企業内においては、女性の登用が進まないこと、家族手当や住宅手当といった諸手当は、男性世帯主を中心として支給されていること、出産・子育てなど制約を抱えた女性が正社員として働きにくい雇用環境など、人事評価を含めた賃金制度の運用面や賃金制度以外の雇用管理においても問題が存在します。また、家庭における子育てや介護などのケア労働の担い手の多くは女性であり、職業と両立して能力を発揮することの阻害になっています。

よって、文京区議会は政府に対し、今後の労働政策審議会での具体内容の議論において、以下の事項を検討されることを強く求めます。

### 記

- 1 男女の賃金格差を生じさせる様々な要因の解消については、賃金制度に留まらない包括的アプローチが必要であり、様々な方面からの展開を検討すること。ことに企業内や社会における固定的な男女の役割分担等、男女が平等に能力を発揮することを妨げる要因の解消については内閣府男女共同参画局とともに、その解消について検討すること。
- 2 公表されたデータが示す男女の賃金格差縮小の進捗状況を継続的に分析し、先進的な外国事例を参考にしつつ、ポジティブ・アクションを講じるとともに、必要に応じて法制面の整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

厚生労働大臣

宛て

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

## 東京都立高校入試への英語スピーキングテスト導入の延期及び再検討を 求める意見書（案）

東京都教育委員会は 2022 年 5 月 26 日、東京都立高等学校入学者選抜における東京都中学校英語スピーキングテスト（E S A T - J）結果の入試活用について公表しました。配点が果たして公平であるか、不受験者の取扱いについては、受験者との公平性が担保されるのかなど、不安は残ったままです。

生徒に十分なスピーキング能力をつけさせることは必要です。学校現場では、授業において外国人 A L T との会話やスピーチを通して、能力を獲得するよう努力が行われています。しかし、個々の入試にスピーキングテストを加えることは問題があります。これまでも、8 万人もの生徒の採点の公平性が保たれるのか、入試の配点面で英語の割合が他教科より高くなってよいのか、家庭の経済格差が生徒の学力差につながるのではないか、個人情報が一企業に集中し漏洩の心配はないのか、などの多くの懸念が英語教育研究団体や保護者から示されています。

本来、スピーキングは、発音や文法に神経をとがらせることに始終するのではなく、自分の意思を示す本当の話す能力やコミュニケーション能力を養い、発揮することが必要です。現在の中学校教育の中で、スピーキング能力を向上させるには、少人数クラスでの自由な英語でのスピーキングを指導したり、A L T 教員を増員し、英語を「話す」ことにチャレンジし、そのチャレンジの成果を自信に、様々な外国の人々との交流に活かす体験を取り入れた教育ができるよう教育条件を改善することの方が急がれます。そして 1 月中旬にスピーキングテストの結果が戻ってくるため、12 月に一度決めた志望校を変更する必要が生まれ、中学校の進路指導や受験生に新たな負担をもたらすことが懸念されます。

計画されているスピーキングテストを受けるのは生徒達です。保護者や生徒の意見も尊重し、改善するところは改善すべきです。

よって、文京区議会は、東京都及び東京都教育委員会に対し、2022 年 11 月に予定している英語スピーキングテストの実施を延期し、再検討することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

東京都知事  
東京都教育委員会教育長

宛て